

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費)・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和4年4月1日 ~ 令和4年4月30日	金額	25,000円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	4月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》


【 領 収 証 】

静岡県議会議員 河原崎 聖 様 2022年 3月 3日

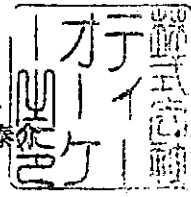
金額
¥50,000

但 日本連合警備貸店舗 A201号室 2022.4月分賃料

内訳	家賃	¥50,000
----	----	---------



(株)ティーオーケー
代表取締役 大場 泰
島田市幸町12-20
Tel. (0547) 37-1333



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	50,000円	1/2	25,000円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気料金		
年月日	令和4年4月21日～令和年月日	金額	1,753円

目的	政務活動を行う事務所の電気料金																																																								
使途	4月分電気料金																																																								
政務活動・ 県政との 関連性	—																																																								
<<領収書貼付枠>> 3,505円×1/2=1,752.5円≒1,753円	振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(040401)																																																								
	<table border="1"> <tr> <td>口座記号番号</td> <td>00100</td> <td>5</td> <td>900116</td> <td>加入者名</td> <td>中部電力ミライズ株式会社</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>4年</td> <td>4月分</td> <td>ご使用期間</td> <td>3月1日～</td> <td>3月31日(日程01)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>318円</td> </tr> <tr> <td colspan="6">ご依頼人氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="6">河原崎聖事務所 河原崎聖 様</td> </tr> <tr> <td>お客さま番号・契約種別</td> <td>容量</td> <td>ご使用量</td> <td colspan="3">上記金額の内訳(円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>kWh</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>従量電灯B</td> <td>60</td> <td>70</td> <td colspan="3">3505</td> </tr> </table>			口座記号番号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社	令和	4年	4月分	ご使用期間	3月1日～	3月31日(日程01)	金額	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)			3	5	0	5	318円	ご依頼人氏名						河原崎聖事務所 河原崎聖 様						お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)				A	kWh				従量電灯B	60	70	3505	
口座記号番号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社																																																				
令和	4年	4月分	ご使用期間	3月1日～	3月31日(日程01)																																																				
金額	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)																																																				
		3	5	0	5	318円																																																			
ご依頼人氏名																																																									
河原崎聖事務所 河原崎聖 様																																																									
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)																																																						
	A	kWh																																																							
従量電灯B	60	70	3505																																																						
お支払期日は 5月2日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。 ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。 払込用紙の有効期限は 5月23日 となっております。 中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター 0570-048-155 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)																																																									
(ゆうちょ銀行)																																																									

案分の理由 政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,505円	1/2	1,753円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所ガス料金		
年月日	令和4年4月21日～令和 年 月 日	金額	1,344円

目的	政務活動を行う事務所のガス料金
使途	4月分ガス料金
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

2,468円+振込手数料 220円=2,688円
2,688×1/2=1,344円

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号			064
04:04:21				
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
****	****	**	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0172	電信振込	¥2,468		
お取扱枚数	0000002010101030103			
	おつり	残高		
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合	
	¥22009200012			

お振込先明細・ご案内

シス'オカ
フジ'イタ'
普通 7006
ユ'キョウ'イカ'ス 様
カワラサ'キキョウ'シ'ム'シヨ 様
TEL0547365700

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため案分する。	2,688円	1/2	1,344円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月4日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,100 円

目的	全国的な地方自治に関する情報の把握										
使途	月刊ガバナンス 4月号										
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。										
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>領 収 証</p> <p>河原崎 聖 様 22年 4月 4日</p> <p>★ 1,100 -</p> <p>但ガバナンス4月号</p> <p>上記正に領収いたしました</p> </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>金額(税抜・税込)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>消費税額等</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>金額(税抜・税込)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>消費税額等</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">コクヨ ウケ-1048</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>宮村書店</p> <p>島田市阪本1384-1</p> <p>TEL (0547) 38-007</p> </div>		内 訳		税率	金額(税抜・税込)	%	消費税額等	税率	金額(税抜・税込)	%	消費税額等
内 訳											
税率	金額(税抜・税込)										
%	消費税額等										
税率	金額(税抜・税込)										
%	消費税額等										

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,100 円	/	1,100 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月4日 ~ 令和 年 月 日	金額	1,480円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊ダイヤモンド4/9・16号、週刊東洋経済4/9号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証


No.

河原崎 聖 様 2022年 4月 4日

¥ 1,480-

但 週刊ダイヤモンド4/9・16号、週刊東洋経済4/9号
上記正に領収致しました

(株) 島田書店
 代表取締役 佐塚 照夫
 島田市旗指499-
 外商 (0547)35-6074
 FAX (0547)37-2966
 花みずき店(0547)35-3020
 FAX (0547)35-5020



係

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,480円	/	1,480円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月7日～令和 年 月 日	金額	699円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊エコノミスト 4/12号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

河原崎 聖 様 領 収 証 印紙

金額 ￥ 6 9 9

但し 週刊エコノミスト 2022年 4月12日号

上記の金額正に領収いたしました

22年 4月 7日

株式会社 谷島屋



- パルシェ店 054-204-5505
- マークイズ静岡 054-267-2233
- 流通通り店 054-262-2321
- 高松店 054-237-4411
- 松岡店 0545-60-1150
- 富士宮店 0544-22-8020
- 外商部 054-655-5001
- 富士外商 0545-60-1150



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	699円	100%	699円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月11日～令和 年 月 日	金額	780円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握										
使途	プレジデント 4/29号										
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。										
<p>《領収書貼付枠》</p> <p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;">河原崎 聖 様 22年 4月 11日</p> <p style="text-align: center;">★ ¥780</p> <p style="text-align: center;">但 プレジデント 4/29号</p> <p style="text-align: center;">上記正に領収いたしました</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">内 訳</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>金額(税抜・税込)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>消費税額等</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>金額(税抜・税込)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>消費税額等</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">宮 村 書 局 島田市阪本1384-1 TEL (0547) 38-0075</p> <p>コクヨ ウケ-104B</p>		内 訳		税率	金額(税抜・税込)	%	消費税額等	税率	金額(税抜・税込)	%	消費税額等
内 訳											
税率	金額(税抜・税込)										
%	消費税額等										
税率	金額(税抜・税込)										
%	消費税額等										

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	780円	100%	780円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月11日～令和 年 月 日	金額	1,068 円

目的	全国的な福祉政策に関する情報の把握
使途	月刊福祉 5月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

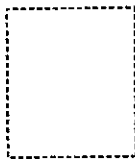
領収証

No.

河原崎 聖 様 2022年4月11日

¥1068-

但 月刊福祉 5月号
上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みずき店 (0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,068 円	100%	1,068 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月11日～令和 年 月 日	金額	699円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊エコノミスト 4/19号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》



谷島屋島田店
Tel: 0547-36-7871
2022/04/11(月) 16:05
担当: スタッフ2

■ 令和4年4月11日

エコノミスト 699
491020033042400636
内税品計 ¥699
(内税 10.00% ¥63)
合計 ¥699
PayPay (消費税等 ¥63)
(お買上げ点数 1)

レシートNo. 00034808 店 0304-02



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	699円	/	699円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月18日 ~ 令和 年 月 日	金額	730円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊東洋経済 4/23号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

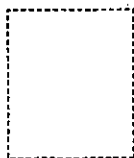
No.

河原崎 聖 様 2022年4月18日

¥ 730 -

但 本代 (東洋経済 4/23号)

上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫

島田市旗指499-5

外商 (0547)35-6074

FAX (0547)37-2966

花みず店 (0547)35-3020

FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	730円	/	730円
		100%	


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月25日～令和 年 月 日	金額	750円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊エコノミスト 5/3・5/10 合併号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》




谷島屋島田店
Tel: 0547-36-7871
2022/04/25(月) 17:13
担当: スタッフ2

令和4年4月25日

■ 領収書 ■

エコノミスト合併号	750
491020032052400682	
内税品計	¥750
(内税 10.00%)	¥68
合計	¥750
PayPay	¥750
(消費税等	¥68)
(お買上げ点数	1)

レシートNo. 00037004 店 0304-02



000003040200037004

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	750円	100%	750円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月25日～令和 年 月 日	金額	780円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	プレジデント 5/13号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

2022年04月25日

領 収 書

一連No000004
領収No003796

河原崎 聖 様

¥780-

(但し、^{5/13号}として
正に領収致しました)

本・文具・事務用品

宮村書房

静岡県島田市阪本1384-17
電話:0547-38-0075

印刷面を内側に折って保管願います

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	780円	/	780円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和4年4月25日	～ 令和 年 月 日	金額 2,110円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊ダイヤモンド4/30・5/7合併号、週刊東洋経済4/30・5/7号、Wedge5月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

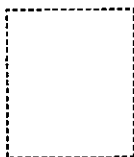
領収証

No.

河原崎 聖 様 2022年4月25日

¥ 2,110-

但、週刊ダイヤモンド 4/30・5/7合併号
週刊東洋経済 4/30・5/7号
Wedge 5月号
上記正に領収致しました



(株) 島田書店

代表取締役 佐塚 照夫
島田市旗指499-5
外商 (0547)35-6074
FAX (0547)37-2966
花みず書店(0547)35-3020
FAX (0547)35-5020



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,110円	100%	2,110円


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入		
年月日	令和4年4月27日～令和 年 月 日	金額	7,128 円

目的	(1) 公務員の長期的な育成方法、仕事へのモチベーションの引き出し方など、働きやすい組織とするための知見を得る。 (2) 公務員が政策担当者として、現場での業務に必要なマーケティングの基本的な考え方などの知見を得る。 (3) コロナ対策における医療提供体制の改革、財政と経済の持続性の問題等に対する政策構想についての知見を得る。
使途	(1) 公務員のためのマネジメント教科書 (2) 公務員のためのマーケティング教科書 (3) ポストコロナの政策構想
政務活動・ 県政との 関連性	(1) 公務員の長期的な育成方法、仕事へのモチベーションの引き出し方など、働きやすい組織とするため、(2) 公務員が政策担当者として、現場での業務に必要なマーケティングの基本的な考え方など、(3) コロナ対策における医療提供体制の改革、財政と経済の持続性の問題等に対する政策構想についての知見を得て、県政の諸課題の改革や施策の方向性に生かす。

《領収書貼付枠》



八重洲ブックセンター八重洲本店
TEL03-3281-1811 FAX03-3281-1848

店No: レジNo:0002
2022年04月27日(水) 12時03分

領収証

河原崎 聖 様

合計 (うち消費税等 ¥648) **¥7,128**

但し 書籍代 として
売上レシートNo. 020076774
上記正に
領収いたしました

印紙

八重洲ブックセンター本店
東京都中央区八重洲2-5-1
03-3281-1811

＜保管上のお願＞
内側に折って保管して下さい

レシートNo:020076775
扱:053 太田

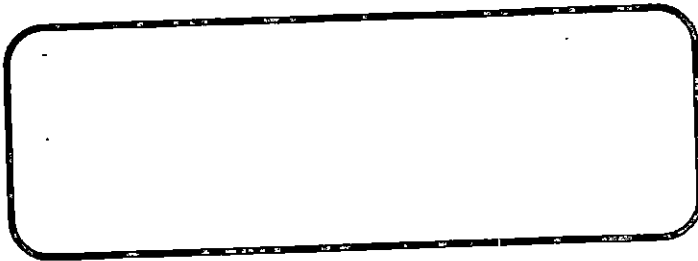
※ 明細は別紙のとおり

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,128 円	/	7,128 円
		100%	

2-7-4-14

明細書

発行日 2022年4月27日



株式会社 八重洲ブックセンター
八重洲本店

〒104-8456

中央区八重洲2-5-1

03-3281-1811

チェック	コード	書名	点数	単価	本体価格	税込金額
1	9784496049781	公務員のためのマネジメント教科書	1	1,980	1,980	2,178
2	9784496051869	公務員のためのマーケティング教科書	1	2,000	2,000	2,200
3	9784532359065	ポストコロナの政策構想	1	2,500	2,500	2,750
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
小計			3		6,480	7,128
10%対象						7,128
内消費税等						648
合計						7,128

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1,036

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 4/2
 2,071円 × 1/2 = 1,035.5円 ≈ 1,036円

お客様控え
 IDEMITSU (クレジット領収書)
 330190
 アリテール西焼煉給油所
 TEL 054-621-2522
 サガミシード株式会社
 静岡麻焼津中土字道西1312-1
 TEL 054-621-2522

売上 2022年 4月 2日 15:31
 ANDO KIYOSHI 様
 出光クレジット
 出光ゼアス P-13 (内)
 13:19 L 0157.0 2071円
 01200.00
 (内、77リットル引 -88.0 -39円)

合計 2,071円
 (内、消費税等(10.00%) 188円)
 (内、P支払可能金額 2,071円)

DrivePay問合せ番号: [Redacted]
 支払区分: 一括
 承認No. 0000004135
 端末処理通番: 14630

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,071円	1/2 %	1,036円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)


区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,932

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 4/7
 3,864円 × 1/2 = 1,932円



お客様控え
 (クレジット領収書)
 279433

アポロハット函南SS
 TEL 0559-79-8805
 サカサシロード (株)
 田方郡函南町肥田西居沼50-1
 TEL 0559-79-8805

売上 2022年 4月 7日 10:17
 ANDO KIYOSHI 様
 出光外付
 出光ゼアス 24.00 L 0161.0 P-2(内) 3864円
 01200.00

合計 3,864円
 (内、消費税等(10.00%) 351円)
 (内、P支払可能金額 3,864円)

支払区分:一括
 加盟店No. 0000004150
 端末識別番号: 0817501279433
 端末処理通番: 03984 ATC: 000F
 IC/MS識別子: JIC
 AID: A00000000651010
 JCB Credit
 カードシケンス番号: 01

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,864円	1/2 %	1,932円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)


区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	2,142

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 4/14
 4,283 円 × 1/2 = 2,141.5 円 ≒ 2,142 円



お客様控え
(クレジット領収書)

150号焼津
TEL. 054-629-0737
伊豆日本宇佐美
本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2022年 4月14日 15:23
ANDO KIYOSHI 様
出光ガソリン
レギュラーガソリン P-1(内)
26.44L 8162.0 4283円
(税抜 8147.3)
01200.00
(内、OR油種値引 -83.0 -80円)

合計 4,283円
(内、消費税等(10.00%) 389円)
(内、P支払可能金額 4,283円)

DrivePayお問合せ番号
支払区分: 一括
承認No. 0000004168
端末処理通番: 02804

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,283 円	1 / 2 %	2,142 円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km


(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	3,281

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 4/1
 6,562円 × 1/2 = 3,281円



納品書(領収書)
2022年04月21日 11:36

売上
EneKey (ENEOS S) 様

EneKey (ENEOS S)
車両番号 実車番
0026-00 P01

レギュラー 40.26L
数量 163円
単価 ¥6,562

合計 ¥6,562
 (消費税10%対象 ¥6,562
 内消費税等 ¥697)

クレジット支払
有効期限: XX/XX/NC
支払方法:一括払い
承認番号: 0041501

現金でお買上げの場合は領収書に控えを添付してご請求ください。領収書控えは、領収書控えを請求書にてご請求いたします。

※領収書には、地方消費税が含まれています。

株式会社 明光産業 セルフ麻枝
静岡県 麻枝市上青島240-1
TEL:054-641-3440 SS-480762
シャフトNo 4378-01
デ-#No9523-9526
お問い合わせ 099-82555
2022/04/21

案分の理由 政務活動と後援会とで案分 する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,562円	1/2 %	3,281円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	日本防災士会 年会費		
年 月 日	令和4年4月5日～	年 月 日	金 額 5,262 円

会の趣旨・目的	地域防災の向上
会の活動内容等	防災啓発活動、防災に関する研修、被災地の支援活動
政務活動・県政との関連性	日本防災士会の中に地方議員連絡会があり、会員相互の交流と情報交換を行うことで、今後の地域防災力の向上が図られる。

《領収書貼付枠》

年会費 5,000 円
 振込手数料 262 円
 計 5,262 円

ご利用明細票

お取扱目	店番	取扱番号
04-04-0523013		A93230004
取扱店	ゆちや	
払込口座	00130-5	639244
払込金額	*5,000	料金
		*262
		振替受付票
払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。消費税率には含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,000	
おつり	*4,738	

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

※ 添付書類：団体の会費・事業概要・その他 (定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	5,262 円	/	5,262 円
		100%	

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日本防災士会 年会費		
年月日	令和3年4月5日～	年 月 日	金額 5,262 円

会の趣旨・目的	地域防災の向上
会の活動内容等	防災啓発活動、防災に関する研修、被災地の支援活動
政務活動・県政との関連性	日本防災士会の中に地方議員連絡会があり、会員相互の交流と情報交換を行うことで、今後の地域防災力の向上が図られる。

《領収書貼付枠》

年会費 5,000 円
 振込手数料 262 円
 計 5,262 円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-04-0523013	A93230004	
取扱店	00130-5 639244	
払込金額	*5,000	料金 *262
振替受付票		
私込みの証拠となるものを、大切に保存し、下ささい。消費料金は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
振替金融機関	振替種別	振替金額
特定非営利活動法人 日本防災士会	普通	*10,000
支店	口座番号	おつり
河原崎 聖	00130-5 639244	*4,738
入金額	おつり	

印紙税申告納付につき趣町税務番承認済

※ 添付書類: 団体の会費・事業概要・その他 (定款)

案分の理由 政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,262 円	100%	5,262 円

特定非営利活動法人 日本防災士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本防災士会という。

2 この法人の慣用表記及び外国語による名称表記については、理事会において別に定める。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時における支援活動に取り組む防災士や防災士の活動に賛同する市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の普及、啓発事業
- (2) 防災関連用品用具の普及・提供事業
- (3) 災害被災地への支援事業
- (4) 防災・減災のために活動する団体を支援する事業
- (5) 広報事業
- (6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び法人、団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する。継続して1年以上会費を滞納したときは会員資格は喪失することがある。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上30人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び予算決算

(5) 役員を選任

(6) 役員の職務

(7) 資産の管理の方法

(8) 借入金の借入（その年度の収益をもって償還する短期借入金を除く）

(9) 解散における残余財産の帰属

(10) その他、この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ
る場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 支部

(支部)

第38条 本会に支部をおくことができる

2 支部の設置等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決

を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、

貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人若しくは法第11条第3項第二号から第五号に掲げる

者であって、この法人と目的を同じくするもの又は国若しくは地方公共団体のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 浦野 修

副理事長 松尾好將

理事 本茂、別府茂、大澤サユリ、大住光男、金子勉、川崎隆克、齋藤明子(半田亜季子)、玉田豊徳(玉田三郎)、保坂松男、三木修

監事 永田充、吉田正

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 正会員 5,000円

賛助会員(個人) 5,000円

賛助会員(法人・団体) 1口 20,000円(1口以上)

附則

この定款は、平成22年11月25日から施行する。

附則

この定款は、平成24年1月27日から施行する。

附則

この定款は、平成27年9月16日から施行する。

附則

この定款は、平成29年6月24日から施行する。

附則

この定款は、令和元年6月23日から施行する。

支出証拠書(各種団体会費)

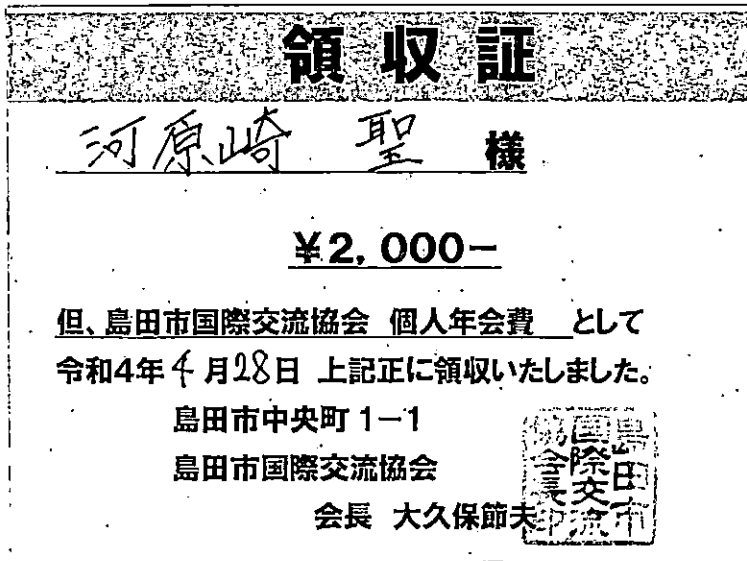
(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	島田市国際交流協会 年会費		
年月日	令和4年4月28日～	年月日	金額 2,000円

会の趣旨・目的	教育、文化、スポーツ及び産業経済等の国際時代にふさわしい地域発展の向上
会の活動内容等	国際交流活動、国際協力活動、国際時代に対応する研修等
政務活動・県政との関連性	会員相互の交流、情報交換及び研修が行われ、今後の世界平和の進展に伴い、国際時代にふさわしい地域発展の向上が図られる。

《領収書貼付枠》

年会費 2,000円



※ 添付書類: 団体の会費・事業概要・その他 (規約)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	2,000円	100%	2,000円

島田市国際交流協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、島田市国際交流協会（以下「協会」）という。

(目的)

第2条 協会は、国際交流に関わる全ての人たちの友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業経済等の広範な国際交流並びに国際協力を推進し、国際時代にふさわしい島田市の発展に寄与するとともに、世界平和の進展に資することを目的とする

(事業)

第3条 協会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流及び国際協力に関する事業
- (2) 国際理解を推進するための啓発事業
- (3) 会員相互の交流を図る事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、協会の目的に賛同して入会した個人、家族、団体及び法人とする。

2 会員は、第6条に規定する会費を12月末日までに納入しなければならない。

第3章 入会及び脱退

(入会)

第5条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人会費 年間1口 2,000円
- (2) 家族会員 年間1口 3,000円
- (3) 団体・法人会費 年会1口 10,000円

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である団体若しくは法人が解散し、若しくは消滅したときは、退会したものとみなす。

3 会員が3月末日をもって、当該年度の会費を未納であったときは、退会したものとみなす。

(会費の不返還)

第8条 退会したものの既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 会 計 1人
- (4) 理 事 19人以内
- (5) 監 事 2人

2 理事は、友好委員会から選出された3人以内の会員及び行政関係者とする。

3 友好委員会及び行政関係者に関する必要な事項は、別に定める。

(役員を選任等)

第10条 会長は、総会において会員の中から選任する。

2 副会長及び会計は、総会において理事の中から選任する。

3 監事は、総会において会員の互選により選出する。

4 理事及び監事は、兼ねることができない。

5 名誉顧問及び顧問は、理事会において推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

(役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、協会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 会計は、協会の会計を総括する。

4 監事は、協会の業務及び会計状況を監査する。

(委任及び代理)

第12条 会長は、その職務の一部を副会長に委任し、又は代理させることができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 総会

(総会の構成と種別)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第15条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を

もって、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の機能)

第17条 総会で審議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他協会の運営に関する重要な事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、総会の出席者の互選とする。

(総会の定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

- 2 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときには、再度、理事会へ差し戻すものとする。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した会員は、第1項、第2項、第20条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 出席した会員の数
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第21条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の機能)

第 24 条 理事会の議決を経なければならない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他総会の議決を要しない協会の業務の執行に関する事項

(理事会の議長)

第 25 条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第 26 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の出席は委任状を以って、これに代えることができる。

(理事会の議事録)

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 出席した理事の数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第 7 章 事務局

(事務局の設置等)

第 28 条 協会の事務を処理するため、事務局（島田市中央町 1 番の 1 文化資源活用課内）を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 章 資産

(資産の構成)

第 29 条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 基金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

- 2 前条第 3 号に掲げる基金については、協会事業の目的のほかには使用してはならない。
- 3 前条第 3 号に掲げる基金のうち、協会設立時の基金については、関係友好委員会事業の目的のほかには使用してはならない。

第9章 事業年度等

(事業年度及び会計年度)

第31条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 協会の事業計画及び収支予算は、事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第33条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、総会の認定を得なければならない。

第10章 解散

(解散)

第34条 協会は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することはできない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決により決定した団体に寄附するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第35条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年度設立総会の議決の日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)以後に最初に第11条の規定により選任され、又は任命される役員任期は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、選任され、又は任命された日から平成27年3月31日までとする。

(事業年度の特例)

3 平成25年度の協会の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡県議会観光振興議員連盟意見交換会		
年 月 日	令和4年4月12日 ~	年 月 日	金 額 840円

目 的	本県観光事業に関する意見交換会
使 途	交通費（JR東海道線 六合駅 ⇄ 静岡駅 往復）
政務活動・ 県政との 関連性	本県観光事業に関する対策について協議し、政策提言に生かす。

《領収書貼付枠》



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	840円	/	840円
		100%	

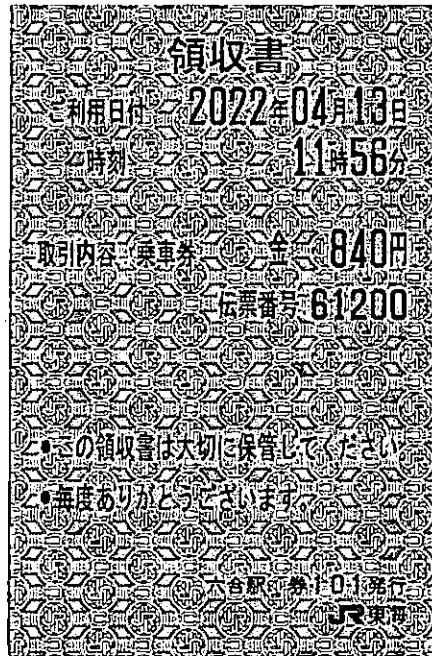
支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	国土交通省鉄道局による説明会		
年 月 日	令和 4 年 4 月 13 日 ~	年 月 日	金 額 840 円

目 的	リニア中央新幹線の本県事業に関する説明会
使 途	交通費 (JR 東海道線 六合駅 ⇄ 静岡駅 往復)
政務活動・ 県政との 関 連 性	リニア中央新幹線の本県事業に関する今後の対策等についての検討が求められている中で、事業の内容、進捗状況の説明を聞き、今後の対策等の検討に生かす。

《領収書貼付枠》



案分の理由	領収書金額 (a)	案分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	840 円	/	840 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 (研修費) 広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	第1回自治体議員防災研修会参加		
年月日	令和4年4月5日 ~ 令和 年 月 日	金額	48,262 円

目的	地方自治体の災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割についての研修
使途	受講料
政務活動・ 県政との 関連性	これからの災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割について研修し、県内の自治体の防災施策等に生かす。

《領収書貼付枠》

開催日 令和4年4月22日・23日
 研修会受講料 48,000 円
 振込手数料 262 円
 計 48,262 円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-04-0523013		A93230003
取扱店	カナヤ	
払込口座	00170-1	697815
払込金額	*48,000	料金 *262
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
入金額	*50,000	
おつり	*1,738	
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座直結だから事前チャージ不要!		

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	48,262 円	/	48,262 円
		100%	

県外調査概要書

令和4年5月10日

会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖

目的	災害発生時の議会对応に関する知見を得る。
年月日	令和4年4月22日(金)～令和4年4月23日(土)
場所	防災士研修センター九段下研修ルーム (東京都千代田区)
内容	<p>1 行程 六合一静岡一東京一九段下 (往復電車利用、都内泊)</p> <p>2 応対者 3 聴取内容 別紙参照</p> <p>4 県政への反映</p> <p>災害が発生した場合の議会・議員の関わり方については、これまで様々な検討が行われてきたが、「余計な口出しをすると現場が混乱する」という否定的な見方が強い。しかし、被災の実情を踏まえた対応を考える際のチャンネルの一つとして議会・議員は重要な役割を果たす可能性があり、また、二元代表制の片方としてその責任を果たすべきである。ただ、その役割を有効に行うためには、個々の議員がそれぞれの要望を行政に対して行うのではなく、議会として秩序だった政策提言をするルールが必要である。また、初動期・復旧期・復興期といった災害対応のプロセスに応じた役割について考えておくことも重要になってくる。さらには、情報収集・政策提言と合わせて、議会・議員からどのような情報発信をするかという視点も重要になるという指摘があった。県議会という立場で、県はもとより国や市町と連携を取りながら、災害対応を進めていくには様々な準備が必要だと改めて感じた。</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

差出人: 防災士研修センター事務局 <send@event-form.jp>
送信日時: 2022年3月22日火曜日 15:42
宛先: 河原崎 聖
件名: 入金のお願い

河原崎 聖様

防災士研修センター事務局でございます。
この度は「自治体議員防災研修」講座へお申込み頂き、ありがとうございます。

【お申込み No.】27075-0025
【お申込みコース名】・②「防災士資格保有者の方」全2日間参加(48,000円):1枚

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが受講料のお振込みをお願いいたします。

=====

お振込期限:2022年4月5日(火)まで

=====

期日までにご入金が確認できない場合、お申込みお取消しとなる可能性がございます。予めご了承ください。

期日までのお手続きが難しい場合、事務局までご一報ください。

※ご入金が確認できましたら、4月8日(金)をめぐりに、領収書ならびにテキストを発送いたします。

(領収書の日付はご入金日となります。)

※お取消しをご希望の場合は、必ずご連絡ください。

【お振込先】

お振込方法:以下1. 2. いずれかの方法でご入金ください。

1. 銀行口座へのお振込み

銀行名:ゆうちょ銀行

支店名:〇一九(ゼロイチキュウ)店

店番号:019

口座種別:当座

口座番号:0697815

加入者名:防災士研修センター九段下研修ルーム

※振込名義が【お名前】と異なる場合は、必ず【お申込み No.】をご入力ください。

2. 払込取扱票によるご入金

郵便局備え付けの払込取扱票に、以下の内容をご記入の上、窓口もしくはATMにてお手続きください。

口座記号番号:00170-1-697815

加入者名:防災士研修センター九段下研修ルーム

通信欄:【お申込み No】【お申込みコース名】【お名前】

【ご注意ください】

※振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

※ご入金名義が、ご登録の【お名前】と異なる場合は、必ず事前に下記メールにてご入金名義をご連絡ください。

第1回 自治体議員防災研修

開催日時

<1日目>

令和4年 4月22日(金) 13:30~17:00

13:00~ 開場・受付開始

<2日目>

令和4年

13:30~17:00 ガイダンス・研修

4月23日(土) 9:30~13:00

9:00~ 開場・受付開始

9:30~13:00 ガイダンス・研修

会場

防災士研修センター〈九段下研修ルーム〉

東京都千代田区九段南1-5-5 九段サウスサイドスクエア 9F

予定講師

青山 侑

明治大学名誉教授、令和防災研究所 所長

加藤 孝明

東京大学生産技術研究所教授、令和防災研究所 アカデミックフェロー

中林 啓修

国土舘大学防災・救急救助総合研究所准教授、令和防災研究所 アカデミックフェロー

廣井 悠

東京大学大学院工学系研究科教授、令和防災研究所 アカデミックフェロー

◎五十音順

共催 防災士研修センター／令和防災研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館7階

TEL: 03-6261-0003 (10時~18時/土日祝除く)

FAX: 03-3556-5535

mail: jukou1@bousaishi.net

会場研修予定プログラム

	1日目 (4/22)	2日目 (4/23)
	(13:00~13:30) 受付 受講番号・お名前の確認	(9:00~9:30) 受付 受講番号・お名前の確認
	(13:30~13:40) ガイダンス	(9:30~9:40) ガイダンス
1限目	(13:40~14:40) 「災害と議会・議員の役割」 青山 侑 講師	(9:40~10:40) 「自然災害と地域の安全」 加藤孝明 講師
	(14:40~14:45) 質問受付	(10:40~10:45) 質問受付
	(14:45~15:10) 質疑応答	(10:45~11:10) 質疑応答
	(15:10~15:20) 休憩	(11:10~11:20) 休憩
2限目	(15:20~16:20) 「災害と避難」 廣井 悠 講師	(11:20~12:20) 「災害と危機管理」 中林啓修 講師
	(16:20~16:25) 質問受付	(12:20~12:25) 質問受付
	(16:25~16:50) 質疑応答	(12:25~12:50) 質問受付
	(16:50~17:00) 事務連絡	(12:50~13:00) 事務連絡

◎上記の時間割は、講師の公務、交通事情、災害の発生等により変更することがございます。

参加にあたってのお願い

1. 会場内のお席は「自由席」となっております。前方のお席から順次、ご着席ください。
2. 講義会場内の写真撮影、VTR・カメラ付携帯電話による録画・録音等はご遠慮ください。
3. タブレット端末、パソコン、スマートフォンなどの電子機器類の講義中のご使用はお控えください。講義中は「携帯電話」の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定の上、通話はお控えください。
4. 飲み物等は各自ご用意をお願い致します。(近隣でご購入いただけます。)
5. 会場内の空調は事務局スタッフが会場内状況を見ながら適宜調整をいたしますが、各自で体温調節の出来る衣服や肌掛け等のご用意をお奨めいたします。
6. 施設内及び、敷地内は全て「禁煙」です。
7. 欠席・遅刻をされる場合の連絡先は下記の通りです。必ずご連絡をお願いいたします。
・4月22日(金)、23日(土) 090-8740-3267 (防災士研修センター運営担当)
・上記以外の日(平日)10:00~18:00 03-6261-0003 (防災士研修センター-自治体議員防災研修 事務局)
8. お忘れ物について
会場研修の終了後に「お忘れ物」が残されていた場合は、スタッフが事務所に持ち帰ります。
お忘れ物については2週間お預かりし、お問合せのない場合は処分いたしますのでご了承ください。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 (研修費) 広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	第1回自治体議員防災研修会参加		
年月日	令和4年4月22日 ~ 令和4年4月23日	金額	13,220円

目的	地方自治体の災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割についての研修
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	これからの災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割について研修し、県内の自治体の防災施策等に生かす。
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	13,220円	/	13,220円
		100%	

別紙

4月22日・23日
六合駅 ⇄ 東京駅
(往復) 12,540円

駅-No 520139 領収書-No 5
窓口-No 102
領収書

様

金額 ￥12,540円
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2022年4月21日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

六合駅

現金出納社員

4月22日
大手町駅 ⇒ 九段下駅 170円

東京メトロ 領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容:きっぷ ￥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年04月22日

時刻 11時30分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

伝票番号:27011

東京地下鉄株式会社
地大手町駅 券21発行

4月22日
九段下駅 ⇒ 大手町駅 170円
(ホテルへ移動)

領収書

宛名 () 様)

ご利用年月日 2022年4月22日

取扱内容:乗車券

領収金額 170円

この領収書は大切に保存してください。
毎度ありがとうございます。

印紙税法
第5条第2号
により非課税

都営九段下 駅・窓処
1コーナ・112号機
No. 53491

東京都交通局

4月23日
大手町駅 ⇒ 九段下駅 170円
(ホテルより移動)

東京メトロ 領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容:きっぷ ￥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年04月23日

時刻 08時50分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

伝票番号:27065

東京地下鉄株式会社
地大手町駅 券21発行

4月23日
九段下駅 ⇒ 大手町駅 170円

東京メトロ 領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容:きっぷ ￥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年04月23日

時刻 09時01分

伝票番号:06685
東京地下鉄株式会社
地九段下駅 券06発行

支 出 証 拠 書


(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・ 研修費 ・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	第1回自治体議員防災研修参加		
年 月 日	令和4年4月23日	～令和 年 月 日	金 額 10,500 円

目 的	地方自治体の災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割についての研修
使 途	宿泊費
政務活動・ 県政との 関連性	これからの災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割について研修し、県内の自治体の防災施策等に生かす。

《領収書貼付枠》

ROOM NO. 610	NAME カワサキ キヨシ Mr. 様 Mrs. Miss.	CHECK OUT 4/23	PAX 1	CLERK 係
CHECK IN 4/22	ROOM CHARGE 室料 ¥ 10500	DEPOSIT お預り金		




CREDIT

★ チェックアウト 11時以前にしてください。
 CHECK OUT TIME 尚、ご出発が午前11時以後の場合には副増料金を頂戴させていただきます。
 Check-out time is 11:00 a.m.
 There will be an extra charge after 11:00 a.m.

★ お部屋の鍵 お部屋から出る際は必ずカードを持ってお出かけください。
 ROOM KEY さい。ドアを閉めると自動的に施錠されます。
 カードキーはチェックアウトの際に、フロントに返却ください。

In case you leave the room without the card-key, You will be locked out.
 Please, return the card-key, when you are checking out.

★ 貴重品 必ずフロント会計でお預かり証をお受けとってください。
 VALUABLE DEPOSIT お預り以外の貴重品については責任を負いかねます。
 The management will not be responsible for any loss of money or valuables possessed by the guests, unless deposited in our cashier's safe and our receipt obtained.



YAESU TERMINAL HOTEL

八雲町クニキビル5F

東京都中央区八雲洲1丁目5番14号 TEL 03-3281-3771

案分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,500 円	100%	10,500 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 (研修費) 広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本防災士会 地方議員連絡会 令和4年度・第1回研修会参加		
年月日	令和4年4月27日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,000円

目的	日本防災士会 地方議員連絡会による災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割についての研修
使途	参加費
政務活動・ 県政との 関連性	これからの災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割について研修し、県内の自治体の防災施策等に生かす。
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,000円	/	3,000円
		100%	

2-7-4-26

別紙

日本防災士会 地方議員連絡会「令和4年度・第1回研修会」参加費

領収書

下記金額を領収いたしました。

金 3,000円

ただし、令和4年4月27日に開催の日本防災士会 地方議員連絡会
「令和4年度・第1回研修会」参加費として

令和4年4月27日

東京都千代田区平河町 2-12-15-202

特定非営利活動法人日本防災士会

地方議員連絡会

会長 大石 伸雄



県外調査概要書

令和4年5月10日

会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖

目的	様々な視点からの災害対策に関する知見を得る。
年月日	令和4年4月27日(水)
場所	参議院議員会館(東京都千代田区)
内容	<p>1 行程 六合一静岡一東京一国会議事堂前(往復電車利用)</p> <p>2 対応者 3 聴取内容 別紙参照</p> <p>4 県政への反映</p> <p>日本防災士会地方議員連絡会は、防災士資格を持つ地方議員が集まって結成された団体である。今回の研修は、各議員が地方の現場でどのように災害対策を進めていくかについて、地方議員以外の関係者から話を聴くという形で進められた。全国の事例を聴いていると、地域防災のリーダーとして防災士の果たす役割は大きいし、国からも期待されているということが理解できたが、静岡県に照らして考えてみると、ふじのくに防災士をはじめとする静岡独自の地域防災リーダー養成の仕組みがあり、自主防災組織の充実度が他県とは異なるため、相対的に静岡県では防災士の存在意義が低いように感じられる。そんな中で、今回の研修で気になったのは、防災組織における女性の参加率の低さだった。今回の講師のように優れた活動を行っている女性の防災リーダーは散見されるものの、災害対策関連の組織に女性の参画はまだまだ少ない。初動の段階の力仕事は男性の出番かもしれないが、その後の避難生活などは女性の活躍が期待される場面は大きく、それを組織的に取り組む余地はまだまだ大きいと感じた。</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

活動概要書(会議・懇談会参加)

令和4年5月10日

会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖

活動名	日本防災士会 地方議員連絡会 令和4年度・第1回研修会			
活動概要	<p>1 参加日時 令和4年4月27日(水) 14:30~16:30</p> <p>2 場 所 参議院議員会館</p> <p>3 参加者 日本防災士会地方議員連絡会会員</p> <p>4 内 容 ・ 講話「新型コロナウイルス感染症の対応について」 「こども家庭庁の創設について」 ・ 研修1「全国の防災士の活動状況について」 ・ 研修2「女性防災士の役割」</p> <p>※ 全て政務活動にかかるものである。</p>			
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容
	参加費	3,000	4-26	研修会参加費 3,000円
	交通費	12,540	4-27	六合駅 ⇄ 東京駅
	交通費	340	4-27	東京駅 ⇄ 国会議事堂前駅
	合 計	15,880		
備 考	添付書類: 会議次第 ・会議資料			

2-7-4-26

特定非営利活動法人日本防災士会 地方議員連絡会
研 修 会 次 第

講 話 (14:30)

「新型コロナウイルス感染症の対応について」

「こども家庭庁の創設について」

参議院議員 医師 自見はなこ 様

研 修 1 (15:00)

「全国の防災士の活動状況について」

講師 日本防災士機構事務総長

■■■■■■■■■■ 氏

研 修 2 (15:45)

「女性防災士の役割」

講師 日本防災士会女性防災推進委員会担当副理事長

■■■■■■■■■■ 氏

— 研修会終了 —

閉 会 (16:30)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費 (研修費) 広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本防災士会 地方議員連絡会 令和4年度・第1回研修会参加		
年月日	令和4年4月27日 ~ 令和 年 月 日	金額	12,880円

目的	日本防災士会 地方議員連絡会による災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割についての研修		
使途	交通費 JR東海道線 六合駅 ⇄ 東京駅 往復 東京メトロ 東京駅 ⇄ 国会議事堂前駅 往復		
政務活動・ 県政との 関連性	これからの災害と地域の安全及び地方議会・議員の役割について研修し、県内の自治体の防災施策等に生かす。		
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙のとおり			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,880円	100%	12,880円

2-7-4-27

別紙

六合駅 ⇄ 東京駅 (往復) 12,540 円

東京駅 ⇒ 国会議事堂前駅 170 円

駅-No 520139 領収書-No 3
窓口-No 102
領 収 書

様

金額 ￥12,540円
「消費税等込み」
但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2022年 4月26日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

六合駅

現金出納社員



東京メトロ 領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年04月27日
時刻 12時29分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

伝票番号: 26466
東京地下鉄株式会社
地 東京駅・券11発行

国会議事堂前駅 ⇒ 東京駅 170 円

東京メトロ 領収書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年04月27日
時刻 18時43分

印紙税申告納
付につき東京上野
税務署承認済

伝票番号: 15124
東京地下鉄株式会社
国会議事堂前駅 券01発行

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和4年4月6日～令和 年 月 日	金額	4,300円

目的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使途	日本経済新聞電子版 4月分 (概要は別紙のとおり)
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,300円	100%	4,300円

2-7-4-28



領収書

APPLE ID



日付

2022年4月6日

ご注文番号

MN0821ZW81

書類番号

151532796859

請求先



ANDOKIYOSHI

427-0018

静岡県 島田市 旭3丁目15番10号

JPN

App Store



日本経済新聞 電子版

¥4,300

日経電子版 有料会員 (月額)

更新:2022年5月6日

[問題を報告する](#)

日本経済新聞 電子版だからこそその価値ある情報

情報が溢れる現代、人は情報の取捨選択に多くの時間を費やす。

ビジネスパーソンにとっては、そこに差が生まれるのだ。日経なら多くの記者からの膨大な情報が、適切にあなたへ届けられ、

これまでの無駄な時間を価値にかえてくれる。

毎日触れることで、分野問わず気づきが増えて、仕事上の判断が鋭くなる。

それが日経だからこそその価値ある特集なのだ。

TYPE A

常に最新のニュースを知りたい

日経電子版トップページ

24時間体制で編集した、そのとき一番必要な情報が載っています
各界のエキスパートたちが今日のニュースにひとこと解説を投稿します
フォロー機能

気になるトピックをフォローすると必要な情報を自動で収集できます

TYPE B

大切な情報を一目でチェックしたい

AI 推薦

今あなたが知るべきニュースをAIが分析し、厳選記事を一覧で推薦します

ビジュアルデータ

最新技術やグラフィックを活用し、押さえるべきデータや情報を分かりやすく伝えます

TYPE C**気になる話題ごとにニュースを確認したい****キーワード検索**

過去 11 年分の記事を公開日時や関連度で並び替えられるほか、媒体や期間で絞り込めます

MY ニュース

気になる企業・業界や話題をフォローすれば、何度も検索しなくてもニュースを自動で収集できます

NIKKEI Briefing

世界情勢からお金の使い方まで、様々なテーマのニューズレターを取りそろえています

TYPE D**記事を収集・スクラップしたい****保存機能**

保存した記事はラベルを付けてテーマごとに管理できます

マルチデバイス対応

保存した記事はパソコンやスマートフォンなど、様々なデバイスと同期します
紙面ビューアー

直近 30 日分の朝刊・夕刊を、気になる記事ごとに保存できます

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和4年4月28日～令和 年 月 日	金額	8,200円

目的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使途	静岡新聞、日本経済新聞 4月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

河原崎 聖様

銘柄（※は軽減税率対象）	部数	金額	備考
*静岡新聞	1	3,300	
*日本経済新聞	1	4,900	

2022年 4月分
(180) 199.00集金
お問合せNo. [REDACTED]
(8% 8,200円)
(10% 0円)
合計金額
8,200円
上記金額正に領収致しました。

ご愛読いただきありがとうございます。
今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

静岡新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞
(株)浅野新聞店
島田市本通一丁目1番10号 8
TEL 35-3333(代)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	8,200円	/	8,200円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝金・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和4年4月28日 ~ 令和 年 月 日	金額	4,400円

目的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使途	中日新聞 4月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

御仮屋町 8855-2

河原崎 聖様

2022年 4月分

お問合せNo. [REDACTED]

(121) 82,000集金

(8% 4,400円)

(10% 0円)

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*中日新聞 セット	1	4,400	

合計金額

4,400円

ご愛読ありがとうございます。

ごさいます。

朝刊配達アルバイト募集中です。
時給1200円、2~3時間、週3~6日、
バイク貸与、未経験者大歓迎。
お気軽にお問い合わせください。

赤井新聞領店

島田市野田1260-1 中日新聞

TEL 37-3246 収

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,400円	/	4,400円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和4年4月28日～令和 年 月 日	金額	3,821円

目的	県内外の政治、経済に関する情報の把握
使途	聖教新聞、公明新聞 4月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

河原崎 聖 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年4月分 領収日 4月28日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 大塚 秀訓
住所 藤枝市青南町4-9-45
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271



お申込先

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,821円	/	3,821円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和4年4月1日 ~ 令和4年4月30日	金 額	75,000 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給料支払明細書 令和4年4月分 [Redacted]

労働日数 自 4月1日~至 4月30日 17 日

支 給 額		控 除 額	
支給項目	金額 (円)	控除項目	金額 (円)
基本給	146,000	所得税	0
交通費	4,000	住民税	0
その他の支給	0	健康保険料	0
		厚生年金	0
		雇用保険料	0
		その他の控除	0
支給額の合計	150,000	控除額の合計	0

差し引き支給額 150,000

令和4年4月28日支給 支払者氏名 静岡県議会議員 河原崎 聖 [Redacted]

案分の理由 政務活動・後援会活動で 案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	150,000 円	1/2 %	75,000 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FM島田コーナー料		
年月日	令和4年4月28日～令和 年 月 日	金額	33,000円

目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使途	4月分コーナー料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報をタイムリーに地域住民に伝える。

《領収書貼付枠》

領 収 証 河原崎 聖 様 No. _____

金額 33,000

内 訳 但 4月分コーナー料

現金 小切手 手形

消費税額等(10%) 3,000円

静岡県島田市中心5番の
株式会社FM島田
代表取締役 八本和夫

R 4 年 4 月 28 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ヲゲ-92

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	33,000円	100%	33,000円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理料		
年月日	令和4年4月28日	～ 令和 年 月 日	金額 16,720円

目的	県政に係る情報等を広く県民に報告する。
使途	4月分管理料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況などを掲載し、情報を広く伝えるとともに意見を聴取し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

ホームページ管理料 16,500円
 振込手数料 220円
 計 16,720円

ご利用明細  **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
 内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
04/04/28			067
銀行番号	店番号	科目	口座番号
****	****	**	*****
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0172	電信振込	¥16,500	
お取扱枚数	00010006010200020000		
	おつり	残	高
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥220	09:18	0032

お振込先
 シス`オカ
 ササカ`セ
 普通 0480639
 イマクロテ`サ`イン コイケ トシヒコ 様
 カワラサ`キキヨシ`ムシヨ 様
 TEL0547365700

06.520.38 (裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	16,720円	/	
		100%	16,720円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	インターネットアプリ利用料		
年 月 日	令和4年4月10日 ~ 令和 年 月 日	金 額	980 円

目 的	政務活動のための日常業務において必要な諸資料・情報の把握
使 途	政務ノート 4月分利用料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる諸資料・情報を得て、県政の施策等に生かす。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	980 円	/	980 円
		100%	

2-7-4-35

10:04



< 全受信 Apple からの領収書です ^ v



Apple
宛先:

7:20



Apple からの領収書です



領収書

APPLE ID



ご注文番号

MN0847GYL4

クレジットカード番号

140534298052

日付

2022年4月10日

請求先



ANDOKIYOSHI

427-0018

静岡県 島田市 旭3丁目15番10号

JPN

App Store



政務ノート

政務ノート月額利用料 (月額)

更新: 2022年5月9日

問題を報告する

¥980

合計

¥980

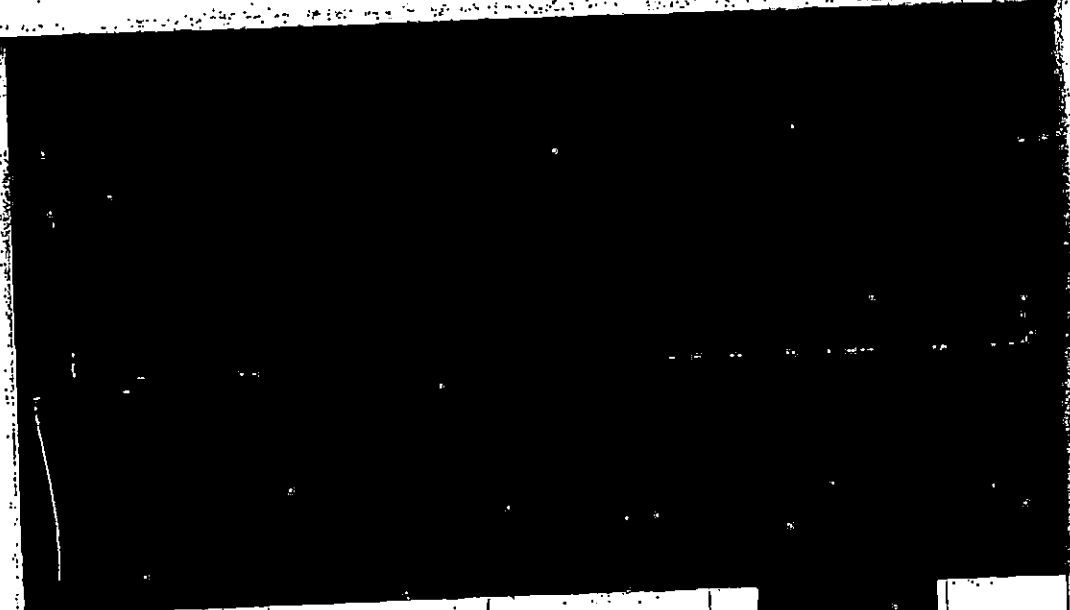
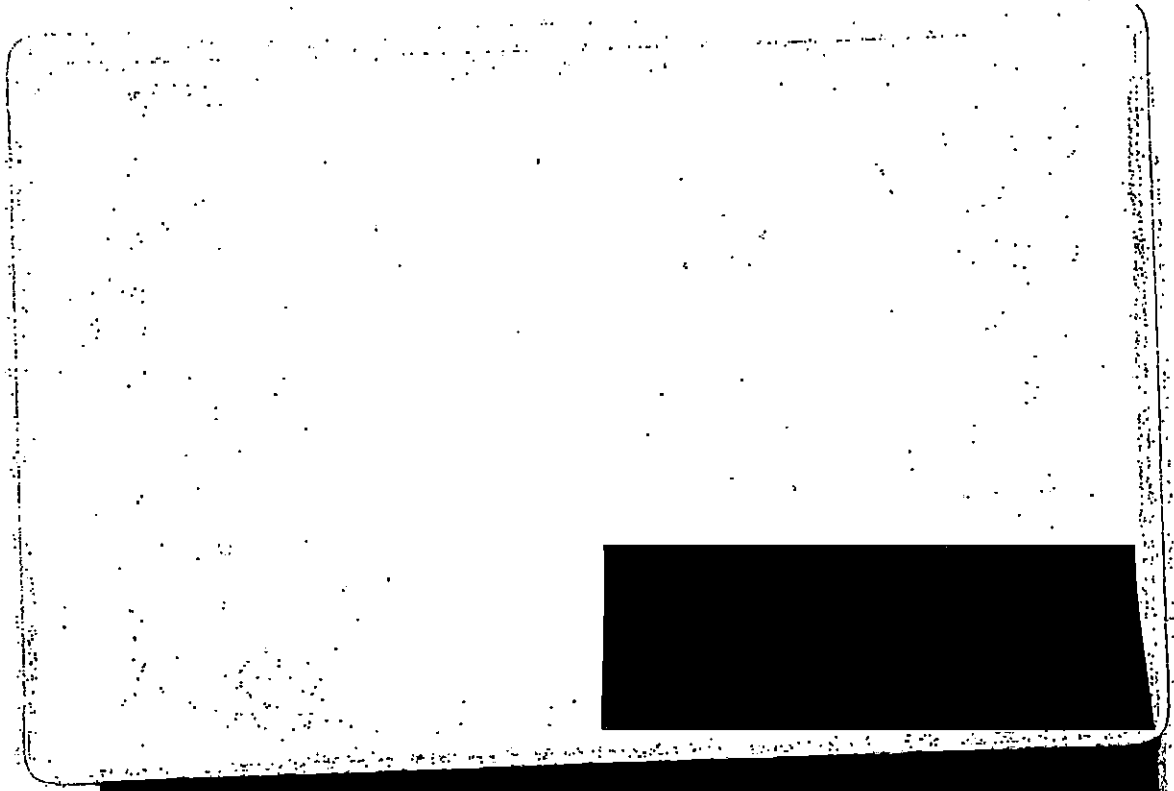
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	令和4年5月6日 ~ 令和 年 月 日	金 額	9,807 円

目 的	政務活動のため必要な移動を行う。
使 途	4月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	会合に出席したり、現地調査を行うことで、必要な情報を得ることができ、また、必要なコミュニケーションを円滑にし、県政に反映させる。
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>別紙のとおり</p> <p>利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合(後援会活動1/2・政務活動1/2)により按分。</p> <p>1か月分の充当可能額 9,807 円</p> <p>$(26,546 - 1,025 - 7,056 + 1,148) \times 1/2 = 9,806.5 \text{ 円} \approx 9,807 \text{ 円}$</p> <p>*リース料1か月分 26,546 円</p> <p>重量税1か月分 $49,200 \times 1/48 = 1,025 \text{ 円}$</p> <p>メンテナンス料1か月分 $338,679 \times 1/48 = 7,055.8 \approx 7,056 \text{ 円}$</p> <p>オイル代1か月分 $55,108 \times 1/48 = 1,148.0833 \approx 1,148 \text{ 円}$</p>	

案分の理由 政務活動と後援会とで 案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	19,613 円	1/2 %	9,807 円



24 04-05-06

BF

*26,546

ホンダファイナンス

の記号の説明

- AA, AF 入金
- FA, FF 信託
- CU, 1, 2, 3, 4 他店移入金
- TF, TO 取立
- BA, BF 支払

他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額に「△」
と表示し、その金額に払戻しのできる予定の日を表示します。
なお、お支払可能時刻は、証券類の店頭により異なります。

0408171

お客様へ必ずお渡しください。

リース見積 試算番号 20201904280017

新規 代客 増車 リース 新車 中古車

申込日 元年5月16日 契約日 元年5月16日

19/05/12 19:58:08 2-7-4-36

個人事業者のお客は、代表者の方の個人契約となりますのでご注意ください。

リース期間は登録日又は届出日が開始日となります。(中古車の場合は、名義変更日)車両登録番号等については、後日、「リース料お支払明細」等でご連絡させていただきます。

私及び連帯保証予定者は、裏面記載の「お申込の内容」及び「自動車リース契約(申込を含む)」における個人情報取扱いに関する条項に同意の上、申込をします。

東京都武蔵野市中町二丁目4番15号 株式会社ホンダファイナンス 代表取締役 高橋明宏

法人名 フリガナ 安東 聖

登記住所 静岡県島田市旭三丁目15番10号

ご住所 静岡県島田市東町1126

勤務先 静岡県議会 議員

所在地 静岡県静岡市葵区追分町9番6号

専任先 フリガナ 安東 聖

請求先 フリガナ 安東 聖

預貯金口座

コード 2259088-01

静岡島田市東町1126

C島田東 (株)ホンダ中部販売 東町店 TEL 0547-35-3355 FAX 0547-35-2962

保守先

メテ欄

性別 生年月日 年齢

自営業 1. 自営業者 2. 正社員・公務員 3. 契約社員 4. 派遣社員 5. パート・アルバイト 6. 年金 7. 主婦 8. 学生 9. 会社役員

家族構成 1. 配偶者 2. 子供 3. その他

家族人数

家族収入

家族資産

家族負債

氏名 フリガナ 安東 聖

自営業 1. 自営業者 2. 正社員・公務員 3. 契約社員 4. 派遣社員 5. パート・アルバイト 6. 年金 7. 主婦 8. 学生 9. 会社役員

家族構成 1. 配偶者 2. 子供 3. その他

家族人数

家族収入

家族資産

家族負債

リース開始日 2019年 6月 1日

リース満了日 2023年 5月 31日

リース料 (A) 1,274,208円 (B) 0円 (C) 0円 (D) 0円 (E) 1,274,208円

リース条件

規定損害金基本額 1,179,840円

走行距離 72.0 km/月

超過走行料 6円/km

費用負担区分

車両代 0円 登録費用 X円 自賠責取得税 X円 自賠責車検料 X円

自賠責保険料 X円

任意保険

加入条件 フリート 割引・割増率

加入条件 フリート 割引・割増率

【お申込上のご注意】 個人情報の取扱いに関するご注意... 当社が加算する個人信用情報照会費... 車両登録番号等については、後日、「リース料お支払明細」等でご連絡させていただきます。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話・タブレット・固定電話料金		
年月日	令和4年5月10日～令和 年 月 日	金額	5,296 円

目的	政務活動のための日常業務において必要な諸連絡を行う。
使途	3月利用・4月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる諸連絡を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり ① タブレット代 1,100 円+②携帯電話代 12,346 円+③固定電話代 7,739 円=21,185 円 21,185 円×1/4=5,296.25 円 ≒ 5,296 円	

案分の理由 政務活動・後援会活動・ 私用で按分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	21,185 円	1/4 %	5,296 円

2022年5月10日のご利用代金明細表

2022年4月25日 発行

お名前	安東 聖 様
お支払い日	2022年5月10日 (火)
お支払い合計額	36,316円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	[REDACTED]
	2017年6月30日

金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
科目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

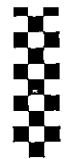
各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
安東 聖 様 ご利用分 [REDACTED]										
[REDACTED]										
安東 聖 様 ご利用分 [REDACTED]										
#	22/03/31	ドコモご利用料金 / iD 4月分		1	1	34,281				
#	22/03/31	ドコモ決済サービス等 / iD 4月分		1	1	1,485				
<お支払い金額総合計>						36,316				

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。
dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
ホームページ <http://dcmx.jp/>



1	[Redacted]				9
2	04-05-10	BF	*36,316	DCM	考
3	[Redacted]				
4	[Redacted]				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

証券の取引
 AA、AF 入金
 FA、FF 振込
 GO、I、2、3、4 他店等入金
 TE、TO 取立
 BA、BH 支払

(上記最終差引残高(通帳へ)と
 他店を支払い規則とする証券類を出入りした場合は、お支払い金額(引当金)と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。
 なお、お支払可能時限付、証券地の前頭によって異なります。
 「カリキュラム」と印字されたものは引口便の通帳です。後白、通帳とされていないお取引もともにご記入いたします。なお、残高はご自身の通帳の最終残高です。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目: 金額:(円) BREAKDOWN: BY: CATEGORY (YEN)	内訳金額:(円) AMOUNT: (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS: OF: BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料等(計) 18,080	18,080	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計) 2,729	129	5G・SMS通信料	合 算
	1,700	音声オプション定額料	合 算
	936	国内通話料(ドコモ光電話)	合 算
	-56	繰越適用額(ドコモ光電話)	合 算
	0	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)	合 算
	20	他社接続料(ドコモ光電話)	合 算
◇その他ご利用料金等(計) 3,232	3,220	付加機能使用料等	合 算
	12	ユニバーサルサービス料	合 算
◇端末等代金分割支払金 5,406	5,406	端末等代金分割支払金	非対象等
◇決済サービス代金等(計) 3,916	1,485	ドコモ払い/d払い(ご利用代金/継続課金)	非対象等
	2,431	s pモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内 税
◇消費税等相当額(計) 2,403	2,403	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 35,766	35,766	合計	(4回線請求分)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

2-7-4-37

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
			ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計)	1,000	1,000	5Gデータプラス	合 算
		700	(内訳) 5Gデータプラス	
		300	(内訳) s pモード利用料	
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
				※代表回線利用データ量にも含まれます
◇その他ご利用料金等 (計)	2	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
				1番号あたり2円のご請求となります
◇決済サービス代金等 (計)	2,453	660	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	非対象等
		1,793	s pモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
◇消費税等相当額 (計)	100	100	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	3,555	3,555	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末で	8年4か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	100です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	1,002円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			3月末のステージは、	3rdステージです。
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

① 1,000円 × 1.10 = 1,100円

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)	
		ご利用期間 (3/1~3/31)			
◇基本使用料等 (計)	4,480	5,480	5Gギガホプレミア	3GB超	合算
		6,350	(内訳) 5Gギガホプレミア		
		-1,000	(内訳) みんなドコモ割	3回線以上	
		-170	(内訳) dカードお支払割		
		300	(内訳) spモード利用料		
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	8.9G	合算
		-1,000	ドコモ光セット割		合算
◇通話料・通信料 (計)	1,829	129	5G・SMS通信料	3月ご利用分	合算
		1,700	かけ放題オプション定額料		合算
◇その他ご利用料金等 (計)	2,122	300	留守番電話サービス利用料		合算
		200	キャッチホン利用料		合算
		100	メロディコール利用料		合算
		-200	オプションバック割引料	(留守・キャッチ・メロディ・転送)	合算
		100	my dailz/iコンシェル利用料		合算
		380	スゴ得コンテンツ利用料		合算
		400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)		合算
		-380	いちおしバック割引料		合算
		200	あんしんセキュリティ利用料		合算
		1,000	ケータイ補償サービス (1,000円コース)		合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料		合算
		-380	あんしんバックモバイル割引		合算
		50	ケータイお探しサービス利用料		合算
		-50	ケータイお探しサービス割引料		合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇端末等代金分割支払金	5,406	5,406	端末等代金分割支払金	5回目のご請求です。(全24回)	非対象等
		0	ご請求は2023年11月請求迄で、分割支払金残額は	216,108円です。	
		0	内、残価額は	118,800円です。	非対象等
◇決済サービス代金等 (計)	1,463	925	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	4月請求分	非対象等
		638	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	4月請求分	内税
◇消費税等相当額 (計)	843	843	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	16,143	16,143	合計		
			<NTTドコモからのお知らせ>		
			○継続利用期間は、3月末で	24年5か月となりました。	
			○ポイントのお知らせ		
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	800です。	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	8,431円です。)	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
			○ステージのお知らせ		
			3月末のステージは、	プラチナステージです。	
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。		

② (4480 + 1829) × 1.10 + 5406 = 12,346

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (8/1~3/31)		
◇基本使用料等 (計)	6,700	5,200	戸建・タイプA/西	合 算
		0	(参考) piata利用	合 算
		1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	合 算
			480円の通話料を含みます。	
			光電話番号: 0547-36-5700	
◇通話料・通信料 (計)	32	88	国内通話料	合 算
		-56	繰越適用額	合 算
		0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は	合 算
			480円です。	
◇その他ご利用料金等 (計)	304	200	ダブルチャネル	合 算
		100	追加番号	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号)	合 算
			1契約	
			1番号あたり2円のご請求となります	
			1番号あたり2円のご請求となります	
◇消費税等相当額 (計)	703	703	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%
◇合計	7,739	7,739	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末で	2年6か月となりました。
			○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で	6か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	700です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,036円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			3月末のステージは、	3rdステージです。
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	